

## 会員各位

# 書類送付のご案内

東京税理士会日本橋支部  
事務局

〒103-0013  
中央区日本橋人形町3-11-10  
ホック人形町ビル2F  
Tel 03(3662)3979 Fax 03(3639)1727  
mail : t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記の書類をご送付させていただきましたので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- ◆ 日本橋支部新年賀詞交歓会開催のご案内
- ◆ 【所得税 確定申告の手引き】配布にあたってのお願い
- ◆ **重要** 第五世代税理士用電子証明書（ICカード）への切替はお済みですか？
- ◆ 研修会開催のご案内
  - ◆ **再案内** 12/17 DVD研修「非上場株式の譲渡をめぐる税務の考察」
  - ◆ 雑談室開催案内（12月、1月）
- ◆ 京橋支部ゴルフ部との交流戦のお知らせ
- ◆ 歌舞音曲部カラオケ忘年会のお知らせ
- ◆ テニス部練習会のお知らせ
- ◆ 日本橋税務署からのお知らせ

**連絡文書メール配信受付中です！**  
**連絡文書のメール受取りにご協力お願いします。**

- ◆ メールアドレス [densihaihu@nihonbashi-tax.jp](mailto:densihaihu@nihonbashi-tax.jp)
- ◆ 件名 「連絡文書送付方法について」
- ◆ 本文 お名前、登録番号をご記入ください

会 員 各 位

東京税理士会日本橋支部  
支 部 長 竹 田 修  
日本橋税理士政治連盟  
会 長 小 山 栄 一  
東京税理士協同組合共催

## 日本橋支部新年賀詞交歓会開催のお知らせ

支部会員の皆様におかれましては益々ご健勝にてご活躍のこととお慶び申し上げます。  
恒例となりました新年賀詞交歓会を下記要領にて開催いたします。ご好評いただいております新春講演会も併せて開催いたします。会員皆様との親睦を深めていただき、今後の業務活動の一助となれば幸いです。万障お繰り合わせのうえ、ご参集くださいますようお願い申し上げます。  
この賀詞交歓会には日本橋税務署幹部のご出席も予定されており、交歓を行う良い機会となります。また、毎回大変ご好評いただいております『福引大会』は、今回も素晴らしい企画を考えております。

1. 日 時 令和4年1月17日(月) 午後3時30分より午後5時00分
2. 開催内容 第一部 新春講演会 「脳を知ればコミュニケーション・ストレスが消える  
～折衝上手になる税理士のための脳科学」  
講 師 黒川 伊保子 氏  
・開 演 午後3時30分 (開 場 午後3時00分)  
(会則研修となりますので「研修カード」をご持参ください)

<講 師・黒川 伊保子 氏>

(株)感性リサーチ代表取締役。人工知能研究者、随筆家。コンピュータメーカーにてAI開発に携わり、男女の感性の違いや、ことばの発音が脳にもたらす効果に気づき、コミュニケーション・サイエンスの新領域を拓く。「妻のトリセツ」をはじめとするトリセツシリーズは累計で90万部を超える人気。

第二部 新年賀詞交歓会 開 始 午後5時30分

3. 会 場 ロイヤルパークホテル 3F 第一部 ロイヤルE 第二部 ロイヤルW  
東京都中央区日本橋蛸殻町2-1-1 Tel 03(3667)1111  
\* 会場案内図が必要な方は、下記申込書の会場案内図の□欄にレを入れて下さい。  
折り返しFax(メール、郵送)いたします。
4. 会 費 無料
5. 申込方法 Fax 下記「参加申込書」にご記入の上、そのままお送り下さい。  
FAX送付先 支部事務局 03(3639)1727  
メール 件名「1/17参加」、本文に新春講演会・賀詞交歓会出席、登録番号、連絡先をご記入の上、お送り下さい。  
メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp  
\* 上記でお申込のできない方はお電話でも受付けております。  
Tel 03(3662)3979 支部事務局
6. 申込期限 1 2 月 2 4 日 (金)

★急なご欠席の場合は4年1月13日(木)まで支部事務局へ必ずご連絡下さい。

Tel 03(3662)3979 Fax 03(3639)1727

参 加 申 込 書

新春講演会 出席・欠席 賀詞交歓会 出席・欠席  
(どちらかに○をつけて下さい)

なお、賀詞交歓会につきましては感染防止対策の観点から着席による会食となります。  
定員は80名となります。定員となり次第締め切りとさせていただきますので、  
ご理解のほどよろしく願いいたします。

ご 芳 名

登録番号

会場案内図希望します。

Fax 返送先 支部事務局 03(3639)1727

令和3年11月22日

会員各位

東京税理士会日本橋支部  
支 部 長 竹 田 修  
研 修 部 長 塩 谷 満  
東京税理士協同組合共催

## 【所得税 確定申告の手引】配布にあたってのお願い

日本橋支部研修部から配布書籍についてお伺い致します。

例年全会員に配付しております「所得税 確定申告の手引」を、本年度も翌令和4年1月初旬に会員各事務所へお送りする予定です。

つきましては、下記に該当される方は、支部事務局までメール又はFAXでお申し出ください。

1. この書籍の配布を希望されない方  
(同一事務所で複数冊は不要、配布部数変更など)
2. 昨年度まで不要の申し出をされていたが、今年度からは希望される方

**既に昨年度までお申し出のございました方で、変更のない方のご連絡は不要です。  
不明な方は、支部事務局までご連絡ください。**

なお、発送準備の都合上、**11月30日(火)**までにお申し出下さい。  
経費削減、環境保護にご協力下さい。

**(令和4年3月申告用) 申し出書**

東京税理士会日本橋支部 行き

「所得税 確定申告の手引」(令和4年3月申告用)の配布は

# 不 要 変 更

(どちらかに○を付けてください)

事務所 (冊数) 冊

申し出会員氏名	登録番号
---------	------

Eメールアドレス [t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp](mailto:t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp)  
Fax 送付先 03 (3639) 1727 支部事務局

令和3年11月22日

税理士法人 各位

東京税理士会日本橋支部  
支 部 長 竹田 修  
研修部長 塩谷 満  
東京税理士協同組合共催

## 【所得税 確定申告の手引】配布にあたってのお願い

「所得税 確定申告の手引」の配布数についてお伺い致します。

例年全会員に配付しております「所得税 確定申告の手引」を、本年度も**翌令和4年1月初旬**に会員各事務所へお送りする予定です。この書籍の配布にあたり、貴法人の会員で必要とする部数（配付は不要）をご記入のうえ、お手数ですが下記までメール又はFAXでお申し出下さい。昨年度、お申し出のございました**税理士法人**も改めてご連絡いただきたく、お願い申し上げます。

（税理士法人に所属する会員の方は、税理士法人へまとめてお送りしております。）

なお、発送準備の都合上、**11月30日（火）**までにお申し出下さい。

経費削減、環境保護にご協力下さい。

### （令和4年3月申告用）申し出書

東京税理士会日本橋支部 行き

「所得税 確定申告の手引」（令和4年3月申告用）の配布数を下記の通り申し出ます。

事務所名	配付希望	冊
	配付は不要	

Eメールアドレス [t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp](mailto:t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp)  
Fax 送付先 03 (3639) 1727 支部事務局

令和3年11月22日

会員 各位

東京税理士会日本橋支部  
情報システム部長・委員長 塩谷 満

## 重要

### 第五世代税理士用電子証明書（ICカード）への切替はお済みですか？ ～第四世代 ICカードを使用した電子申告は12月28日まで！～

日本税理士会連合会より発行している税理士用電子証明書について、6月28日より第五世代税理士用電子証明書（以下、「ICカード」という。）のオンライン申込受付が開始されました。従来までご利用いただいていた第四世代 ICカード（黒色）は、**本年12月31日に有効期限を迎えます**ので、未だ第五世代 ICカードを取得されていない場合、明年以降の電子申告業務が滞らないためにも、余裕をもってお申込みください。

なお、第五世代 ICカードへの切替えについては以下の点をご留意ください。

#### 1. 第五世代 ICカードの申請方法について

従来の第四世代 ICカード（黒色）をお持ちの方は、オンラインによるお申込みが可能です。6月中旬に日税連より送付されている「第五世代税理士用電子証明書オンライン申込マニュアル」をご参照ください。また、同マニュアルは日税連ホームページ内の会員専用ページにも掲載されております（※1）。

また、第四世代 ICカードによる**オンライン申込期限は12月27日まで**となっておりますのでご注意ください。

第四世代 ICカード、マイナンバーカードのいずれもお持ちでない場合は、書面によるお申込みが可能です。日税連電子認証課（TEL:03-5435-0940）までご連絡の上、専用の申込書をご依頼ください。

なお、ICカードの発行には**2～3週間程度**かかるため、早めにお申込みください。

**【注】** ICカードの発行には、税理士名簿に登録されている情報を基に審査を行います。自宅住所・事務所所在地が変更になっている場合は、本会会員登録課に税理士名簿の変更登録申請を行い、名簿に反映されたのち、お申込みください。

## 2. 第五世代 IC カードの受取り方法について

日税連で申込内容を審査し、不備が無ければ本人限定受取郵便（基本型）にて IC カードを発行します。本人限定受取郵便は、送付先である税理士事務所管轄の郵便局（本局）に留め置かれ、郵便局から税理士事務所に本人限定受取郵便が到着した旨の通知書が送付されます。なお、留め置かれた郵便局（本局）での受け取りが困難な場合、他の郵便局に転送することができます。その場合は、郵便局（本局）までご連絡ください。

また、IC カードは申込者本人が、① 税理士証票、② 本人確認書類（免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証＋年金手帳 等）、③ 印鑑、④ 郵便局（本局）より届いた通知書の四点を郵便窓口を持参し、本人確認がなされた後、受け取りが可能です。



## 3. 受領書のオンライン送信

第五世代 IC カードの受取り後は、本人限定受取郵便に同封されている「受領書送信マニュアル」に従い、郵便の宛名台紙に記載されている受領書送信期限までにオンライン送信を行ってください。

受領書が期限内（IC カードの発送から 30 日以内）に日税連へ送信されない場合、第三者によるなりすまし等、不正使用を防止するために、IC カードの失効処理が行われ、再度発行手続きが必要となってしまいますのでご注意ください。

また、受領書のオンライン送信の手順については日税連ホームページ内の会員専用ページにマニュアル動画が掲載されております（※1）。

### （※1）日税連ホームページ「会員専用ページ」内マニュアル等の閲覧方法

- ① 日税連公式サイトへアクセス（インターネットにて「日税連」で検索）
- ② トップページ右上の「会員専用ページ」から ID・パスワードを入力の上ログイン（※2）
- ③ 『データライブラリ』から『情報システム委員会ページ』をクリック

URL: <https://www.nichizeiren.or.jp/member/data-library/electronicauth/electrical/>



- ④ ページ内に掲載のオンライン申込マニュアルや各種動画をご参照ください

（※2）日税連会員専用ページにログインするためには ID・パスワードが必要となります。  
ID・パスワードについては、本会までご照会ください。

#### 4. e-Tax、eLTAX で使用する IC カードの登録・更新

新たに取得した第五世代 IC カードを電子申告で使用するためには、e-Tax・eLTAX において電子証明書の登録・更新手続きが必要です。

この手続きを行わずに第五世代 IC カードを使用して電子申告を行うと、申告書送信後にエラーとなりますのでご注意ください。手順については、本会ホームページ内へマニュアル動画を掲載いたしましたのでご参照ください。

※ お使いの税務申告ソフトによっては、IC カードの更新作業をそのソフトより行える場合があります。この場合の作業手順については、ご利用のソフト会社へお問合せください。

##### ● マニュアル動画の閲覧方法

本会公式サイトトップページに、マニュアル動画への入り口を設置しておりますので、下図の【[第五世代 IC カードを取得した税理士の方へ](#)】[e-Tax・eLTAX で使用する IC カードの更新・登録作業が必要です!](#)をクリックすると動画の掲載ページを閲覧いただけます。

URL: [https://www.tokyozeirishikai.or.jp/tax\\_accuntant/itschool/ic\\_curd/](https://www.tokyozeirishikai.or.jp/tax_accuntant/itschool/ic_curd/)

オンライン申込み方法等、ご不明な点は日税連電子認証課までお問い合わせください。

【日本税理士会連合会 電子認証課】

電話番号：03-5435-0940（直通）

F A X ：03-5435-0941

電子メール：[icc@nichizeiren.jp](mailto:icc@nichizeiren.jp)

対応時間：9:30～11:30 及び 13:00～16:30（土日祝日、12/28～1/4 を除く）

# 訂正

令和3年11月22日

研修会終了時間に誤りがございました。

終了時間 15:30 認定時間は2時間でございます。

会 員 各 位

東京税理士会日本橋支部  
支 部 長 竹 田 修  
研修部長 塩 谷 満  
東京税理士協同組合共催

## DVD 研修会のご案内

会員の皆様、いつも研修会にご参加いただきありがとうございます。  
今回は、過去東京会で開催されました研修会の、DVDの視聴による研修会を行ない  
ます。新型コロナウイルス感染症対策のため、事前予約定員制で申込みに締切日がござ  
います。何卒ご理解のうえお申し込みくださいますよう宜しくお願い致します。

開催日時：12月17日（金）13時30分～15時30分

会 場：日本橋支部会議室

TEL 03 (3662) 3979

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 3-11-10 ホック人形町ビル 2F

\* 会場案内図が必要な方は、下記申込書の会場案内図の口欄にレを入れて  
て下さい。折り返しFax（メール、郵送）いたします。

開催内容：【テーマ】非上場株式の譲渡をめぐる税務の考察  
～同族関係者間と第三者間の取引～  
（会員研修会第9回）

【講 師】税理士・調査研究部委員会員相談室相談委員  
苅 米 裕 氏

申込方法：① F a x 下記の参加申込書にご記入の上、このままお送り下さい。

Fax 送付先 03 (3639) 1727 支部事務局

② Eメール 件名「12/17 研修会参加」、本文に登録番号、連絡先をご記入の  
上、お送り下さい。

Eメールアドレス [t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp](mailto:t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp)

\* お電話でも受付けております。

TEL 03 (3662) 3979 支部事務局

定 員： 20名（先着順）

締 切： 12月10日（金）

『研修カード』をご持参下さい！

東京税理士会日本橋支部 行

会場案内図希望します。

研修参加申込書

会員氏名	登録番号
連絡先 電話番号 ( )	Fax 番号 ( )

Fax 送付先（日本橋支部）

03-3639-1727



令和3年11月22日

会 員 各 位

東京税理士会日本橋支部  
支 部 長 竹 田 修  
研 修 部 長 塩 谷 満  
東京税理士協同組合共催

## 雑談室のご案内

会員の皆様、いつも雑談室にご参加いただきありがとうございます。  
新型コロナウイルス感染症対策のため、当面の間、事前予約の定員制で開催することとなりました。

参加ご希望の方におかれましては、何卒ご理解のうえ締切日までにお申し込みくださいますようお願い致します。

開 催： 12月 日 時： 12月10日（金） 17時30分～  
締 切： 12月 3日（金）

1月 日 時： 1月14日（金） 17時30分～  
締 切： 1月 7日（金）

会 場： 日本橋支部会議室（ZOOMでも同時開催します。）  
\* 参加希望者に URL を連絡いたします。

申込方法： ① F a x 下記の参加申込書にご記入の上、このままお送り下さい。  
Fax 送付先 03 (3639) 1727 支部事務局  
② Eメール 件名「〇月〇日 雑談室参加」、本文に登録番号、連絡先をご記入の上、お送り下さい。  
Eメールアドレス [t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp](mailto:t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp)  
\* お電話でも受付けております。  
TEL 03 (3662) 3979 支部事務局

定 員： 15名（先着順）

東京税理士会日本橋支部 行

参加申込書

会員氏名	登録番号
連絡先 電話番号 ( ) Fax 番号 ( ) メールアドレス	
開催日時等 ※参加ご希望の口欄にレを入れ、参加方法に〇を付けてください	
会場・ZOOM	12月10日（金） 17：30～ ・締切日 12月 3日（金）
会場・ZOOM	1月14日（金） 17：30～ ・締切日 1月 7日（金）

Fax 送付先（日本橋支部）

03-3639-1727

令和3年11月吉日

東京税理士会日本橋支部  
支部長 竹田 修  
厚生部長 湯本 康弘

会員各位

～京橋支部ゴルフ部との交流戦のお知らせ～

会員の皆様には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。  
今般京橋支部ゴルフ部から来年4月に交流戦を行わないかとお申し出を頂戴しました。既にコースの予約も京橋支部様に下記の通りして頂いております。

記

日にち： 令和4年4月13日水曜日  
場所： 中山カントリークラブ  
スタート： 9時03分 OUT・IN 各7組

交流戦としてどのように行うか等まだ決めていませんし、少し先なので募集は来年に入ってから行いますが、繁忙期の中、日本橋支部だけで28人集める必要もございますので今から日程をお知らせしておきます。ご興味ございます会員各位におかれましては、是非にとも予定を空けておいていただけますよう宜しくお願い申し上げます。

以 上

令和3年11月吉日

会員各位

東京税理士会 日本橋支部  
支部長 竹田 修  
厚生部長 湯本 康弘  
歌舞音曲部長 若狭 茂雄

## 歌舞音曲部カラオケ忘年会のお知らせ

会員の皆様には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

歌舞音曲部は昨年3月より新型コロナウイルス感染対策のために活動を休止しておりましたが、昨今の感染者数減少を鑑み年内に一度は活動したいとの思いから忘年会を兼ねて久しぶりに練習会を開催することに致しました。20名程度の募集のところ40名定員、かつステージを備えた部屋にして歌うことによる飛沫拡散を最小限に抑えた形で行いたいと思います。

下記要領で行いますので、奮ってご参加頂きたく宜しくお願い致します。

人数把握のため11月29日までに支部事務局までFAX、電話またはメールにて参加をお知らせ下さい。初めて参加希望の方も大歓迎です。

### 記

開催日時 : 令和3年12月4日土曜日 14時～17時終了予定

場所 : カラオケの鉄人 銀座店

東京都中央区銀座5-9-11 銀座ファゼンダビル9F 901号室

東京メトロ 銀座駅A3出口/都営浅草線 東銀座駅から各徒歩2分

カラオケルームですのであまり早くいらしても入れない可能性があります。

5分前くらいから直接ご入室下さい。幹事は10分前からおります。

会費 : 2,000円

昼食は摂ってからお越しください。終了後、2次会も予定しております。

返信は、このままFAXしていただくかメールもしくは電話でも受け付けますので支部事務局宛てにお願いします。

ご参加者氏名

---

あれば、課題曲

---

FAX 03-3639-1727

TEL 03-3662-3979

[メール t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp](mailto:t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp)

# 東京税理士会 日本橋支部

## テニス部 練習会のお知らせ

2021年 11月 15日

会員各位

12月の練習会を以下の日程で行います。

テニス部では、常時新入部員の加入を受け付けております。

<特典>

初心者でも大丈夫！！ 専属コーチが親切に指導  
参加費、1回1000円お得です！

インドアコートで快適に練習できます。

入部希望の方、ご連絡をお待ちしております。

※コロナ感染予防対策のため、練習後の会食は予定してません。

### <12月の練習予定日>

日 時：12月10日（金）19:00～21:00

場 所：高輪テニスセンター

1番コート（1Fです）

品川プリンスホテル裏

インドアコート TEL 3441-0020

（コート番号は当日変更になることがあります）

東京税理士会 日本橋支部

支 部 長 竹田 修

厚 生 部 長 湯本 康弘

テニス部長 塩谷 満

連絡先：090-6024-8798

メール：shiomam@d1.dion.ne.jp



## 資産課税部門からのお願い

税務行政につきましては日頃から御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
令和3年分の確定申告における電子申告の活用や相続税における書面添付制度の活用などについて、引き続き、税理士の皆様の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

### 1 e-Taxによる代理送信の利用について

e-Taxによる代理送信の場合、納税者御本人の電子署名を省略することができるほか、別途郵送等で書面により提出する必要がある添付書類について、イメージデータ（PDF形式）により提出することができますので、贈与税、所得税等の確定申告書の提出には、是非ともe-Taxを御利用ください。

なお、令和元年10月以降、相続税の申告書（修正申告書は令和3年1月以降）についてもe-Taxによる提出が可能となり、令和3年10月1日以降は、相続税及び贈与税のe-Taxに対応していない申告書についても、イメージデータ（PDF形式）による提出が可能となりました。

e-Taxによる相続税申告においては、財産取得者の利用者識別番号のみで申告可能であり、財産取得者の暗証番号や電子証明書（マイナンバーカード等）に加え、財産取得者の本人確認書類の添付も不要になりますので、是非ともe-Taxを御利用ください。

#### <アンケートのお願い>

相続税e-Taxに関するアンケートを実施しておりますので、相続税e-Taxの更なる利便性の向上につながる御意見をいただけますようお願いいたします。

アンケートはこちらから



アンケートは令和3年12月28日（火）までの  
期間限定で実施しております。

### 2 相続税の申告における書面添付制度の活用について

相続税の申告書の作成に当たっては、書面添付制度の積極的な活用をお願いいたします。

なお、書面の作成における補助資料として、「税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート」及び「書面添付制度に係る添付書面の記載例」が各税理士会の会員専用サイトに掲載されているほか、同チェックシートは、国税庁ホームページの東京局ページにも掲載されておりますので、是非、御活用いただきますようお願いいたします。

### 3 確定申告の際に御留意いただきたい事項について

- ◇ 資産税関係添付書類等一覧表(令和3年分用)の活用
- ◇ 資産税関係チェックシートの活用(国税庁ホームページ内の東京局ページに掲載します。)

#### 【譲渡所得】

- 譲渡所得申告のチェックシート
- 固定資産(土地や建物など)を交換した場合の特例チェックシート[所法58条]
- 収用等により土地などが買い取られた場合の5,000万円特別控除の特例チェックシート[措法33条の4]
- 居住用の家屋や敷地(居住用財産)を譲渡した場合の特例チェックシート[措法35条1項(2項該当)・措法31条の3]
- 被相続人の居住用財産を譲渡した場合の3,000万円特別控除の特例チェックシート[措法35条3項]
- 特定期間を取得をした土地等を譲渡した場合の1,000万円の特別控除の特例チェックシート[措法35条の2]
- 低未利用土地等を譲渡した場合の100万円の特別控除の特例チェックシート[措法35条の3]
- 相続財産を譲渡した場合の相続税額の取得費加算の特例チェックシート[措法39条]
- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例チェックシート[措法41条の5]
- 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例チェックシート[措法41条の5の2]
- 株式等に係る譲渡所得等申告のチェックシート

#### 【贈与税】

- 贈与税の配偶者控除の特例のチェックシート
- 相続時精算課税を選択する場合のチェックシート
- 住宅取得等資金の非課税のチェックシート
- 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例のチェックシート
- 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用要件及び提出書類チェックシート

- ◇ 「贈与税の申告書」への評価明細書等の添付

「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」、「固定資産評価証明書」、「上場株式の評価明細書」、「取引相場のない株式(出資)の評価明細書」等

- ◇ 「相続時精算課税」を選択する場合には、申告期限までに「贈与税の申告書」(第一表、第二表)とともに、「相続時精算課税選択届出書」を提出する必要があります。

税務署・資産課税部門

資産税関係添付書類等一覧表(令和3年分用)

I 譲渡所得関係

事 項	添 付 書 類 等	
土地、建物を譲渡した場合 (共通事項)	①「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】」 ②売買契約書(譲渡の時及び取得の時に作成したもの)の写し並びに取得費及び譲渡費用等の領収証の写し * 売買契約書には、所定の収入印紙の貼付及び消印がされていることを御確認ください	
買 換 え 等 の 特 例 関 係	1 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(措法33条)	①収用証明書 ②代替資産の登記事項証明書等 <sup>(注)</sup> ③代替資産の取得に関する売買契約書及び領収証の写し ④「買換(代替)資産の明細書」(譲渡の翌年以降に代替資産を取得する場合)
	2 特定の居住用財産の買換えの特例(措法36条の2)	①譲渡した土地建物等の登記事項証明書 <sup>(注)</sup> ②譲渡資産に係る売買契約書の写しその他の書類で、その譲渡資産の譲渡に係る対価の額が1億円以下であることを明らかにするもの ③買換資産の登記事項証明書 <sup>(注)</sup> ④買換資産の取得に関する売買契約書及び領収証の写し ⑤買換資産の耐震基準適合証明書、建設住宅性能評価書の写し又は既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類(該当する場合に限る) ⑥「買換(代替)資産の明細書」(譲渡の翌年に買換資産を取得する場合) ⑦譲渡契約締結日の前日において、住民票に記載されていた住所と譲渡資産の所在地とが異なる場合、譲渡の前10年以内において譲渡者の住民票に記載されていた住所を異動したことがある場合には、戸籍の附票の写しなどの書類で譲渡者が譲渡資産を10年以上居住の用に供していたことを明らかにするもの
	3 特定の事業用資産の買換えの特例(措法37条)	①買換資産の登記事項証明書 <sup>(注)</sup> ②買換資産の取得に関する売買契約書及び領収証の写し ③買換資産を事業の用に供したことを示す書類(貸借借契約書・領収証等の写し) ④「買換(代替)資産の明細書」(譲渡の翌年以降に買換資産を取得する場合) ⑤措法37条1項各号に掲げる譲渡資産及び買換資産に関する証明書 * 譲渡資産及び買換資産の所在地域を証明した市区町村長が発行する証明書など
	4 特定の事業用資産の買換えの特例(震特法12条)	①買換資産の登記事項証明書 <sup>(注)</sup> ②買換資産の取得に関する売買契約書及び領収証の写し ③買換資産を事業の用に供したことを示す書類(貸借借契約書・領収証等の写し) ④「り災証明書」、「閉鎖建物登記事項証明書」など譲渡資産又は買換資産が被災区域内にあることを明らかにする書類 ⑤「買換(代替)資産の明細書」(譲渡の翌年以降に買換資産を取得する場合) ⑥譲渡をした者の戸籍謄本又は抄本等で、当該譲渡をした者が相続事業用資産を有していた被相続人の相続人(包括受遺者を含む)に該当することを明らかにする書類(相続事業用資産を譲渡した場合)